

## 裁判員制度についての声明

2004年3月3日  
市民の裁判員制度つくり会

3月2日、政府は、裁判員の参加による刑事裁判に関する法律案など、刑事裁判の改革法案を国会に提出することを決めました。私たちは、60年ぶりに市民が刑事裁判に参加する糸口がつけられる喜びとともに、その重みをかみしめたいと思います。

「裁判員制度」は、参加する市民が主人公となり、市民が主体的・積極的に参加できるような制度であることが求められます。法案に市民の視点を反映させて、21世紀にふさわしい真の市民参加制度のもとでの刑事裁判を実現させるため、7項目の提案に基づき法案の修正を求めます。

### 1 百年の計をうたう前文をつけること

法案の付則第3条の文言を生かして、市民の主体的参加の精神をうたった前文を付けて、裁判員制度の意義を高らかに規定することを求めます。

### 2 罰則には強く反対

裁判員や候補者に対する罰則に反対します。罰則で縛って参加させるのではなく、市民が参加しやすいような制度にすることが大事です。経験に基づく制度への批判や提案まで「守秘義務違反」として禁止することは、主体的な市民参加の趣旨に逆行します。守秘義務は、事件関係者のプライバシーに限り、評議の経過は守秘義務から外すべきです。

### 3 市民が参加しやすい制度に

法案には、裁判員になりたくない人への配慮があっても、参加する意欲のある人への配慮が不十分です。国会で十分審議して、次のような制度をつくることを求めます。

- 1) 裁判員候補者として出頭する期日を延期することを認めること(延期制度)。
- 2) 裁判員休業制度につき、雇用上不利益な取扱いをした事業主に対して、実名公表などのペナルティや勧告制度をつくること(不利益取扱いの禁止)。
- 3) 育児や介護に責任を負う市民に対する援助制度をつくること。
- 4) 相応な日当を保証すること。

### 4 裁判員にとってわかりやすく、納得して判断できる裁判に

市民参加を意味のあるものとするためには、裁判員が裁判で問題となっている出来事を理解・納得して判断することが不可欠です。そのためには、以下の改革が必要です。

- 1) 検察官の手持ち証拠が一部隠されたままで公正な判断をすることはできません。検察官の手持ち証拠を全面的に開示すること(証拠の全面開示)。
- 2) 法廷でのやりとりを集中して聞くだけで判断し、調書に頼らない裁判を実現するよう、徹底した改革を行い、供述調書の証拠提出はやめること(直接主義・口頭主義の徹底)。
- 3) 捜査段階の供述をめぐる無用な争いを避けるため、取調べ・事情聴取の全過程をビデオ録画し、それを証拠にしうるようにすること(証拠収集過程のビデオ録画化)。
- 4) 評議の際に証言を再確認するため、音声や映像などで裁判過程をすべて記録すること(リアルタイムの裁判記録)。

#### 5 人数構成・評決のあり方

裁判員が主体的・実質的に評議に参加でき、性別・年齢・経験の異なる多様な人が参加できるように、裁判員の人数は10名以上とし、裁判官の人数は1名で十分です。

また、裁判員が十分に意見をいい、議論を尽くすため、評決は過半数では不十分です。とくに死刑判決は慎重にすべきです。評決は全員一致を目指し、やむを得ず被告人に不利な結論を出す場合は、3分の2以上の特別多数決とすべきです。

#### 6 控訴審

無罪判決に対する上訴は禁止し、少なくとも控訴審が自判することは禁止すべきです。

#### 7 施行までの推進体制

施行までの準備期間は、充実した法教育の実施を含む、啓発・普及に邁進し、多くの市民が参加しやすい制度とするためのきめ細かい基盤整備を行うべきです。そのためにも、市民が参加した推進組織をつくる必要があります。

### 「裁判員制度に関する勉強会」のお誘い

実際に裁判員になる市民へのアンケートを参考に、参加しやすい裁判員制度について一緒に考えてみませんか? 国会議員の皆様、市民の皆様、ご参加お待ちしております!

日時: 4月6日(火) 正午から午後1時

場所: 衆議院第二議員会館・第一会議室

主催: 市民の裁判員制度つくり会

問合せ先: 03-5360-7030(濱田)

ホームページ: [www.saiban.org](http://www.saiban.org)